

令和３年度 第１回伊達市空家等対策協議会（書面開催）

開催日	令和４年３月１日付け
意見等	委員12名 ・意見あり／４名 ・意見なし／８名
内 容	（１）伊達市空家等対策計画に基づく実施状況について （２）農地付き空き家の運用について （３）空き家対策総合支援事業（国庫）について （４）次期伊達市空家等対策計画策定の方針について

（１）伊達市空家等対策計画に基づく実施状況について（配布資料１）

委員意見の要旨	意見に対する考え方
特定空家の判断基準策定は、本協議会の所掌ではないのか。	ご意見のとおり、本協議会において特定空家の判断基準の策定を行うこととなります。今後、策定に向けて準備を進めてまいります。
特定空家等の認定を行うための協議会は、本協議会とは別に設置するのか。	本協議会が、特定空家等の認定を行う協議会となりますので、別の協議会は設置しません。

（２）農地付き空き家の運用について（配布資料２）

委員意見の要旨	意見に対する考え方
空き家に付随した農地の下限面積について0.1aでは、生業とする農地と関連づけることに無理があるのではないのか。 また、空き家と隣接しない農地や筆違いの農地についてもセットで提供する運用をしないと荒地を増やす懸念がある。	「就農促進」または「空き家の利活用」といった異なる目的のため、判断が難しいところです。 本協議会としては、「空き家の利活用」を目的として、移住者向けに家庭菜園レベルでの農ある暮らしを提供するとともに中山間地域等における空き家を少しでも流通できればと考えております。 また、今回の制度は、空き家に付随した農地の取り扱いであり、隣接しない農地等については、伊達市の農地や農業の在り方などを踏まえた判断が必要と考えます。農業委員会等にはこのような内容の意見があった旨、情報提供させていただきます。 なお、この案件に関しては、農業委員会への提案・協議等により、最終的には農業委員会での判断となります。

(3) 空き家対策総合支援事業（国庫）について（配布資料3）

委員意見の要旨	意見に対する考え方
伊達市内の空き家数800棟以上に対し、空き家対策総合実施計画の計画目標が13棟と少なく、利活用者の掘り起こし等の積極的な取り組みが必要と考える。	空家特措法では、空家の所有者等が空家の適切な管理に努めることを責務としております。所有者の責任において管理することを基本とし、伊達市においては「伊達市空家等対策計画」に基づく各種対策に取り組んできたところです。 今回の空き家対策総合実施計画は、空き家対策の取り組みの一つとして国の補助金を活用した事業であり、まずは実行性のある目標としたところです。 今後、伊達市の最上位計画である総合計画の策定や各種計画の内容を踏まえ、随時、見直しを行うとともに、ご意見にあった空き家の利活用者の掘り起こしなど、総合的な観点で事業に取り組んでいきたいと考えております。
資料中「平成27年度に実施した空家実態調査」とあるが、現在の空家の変動について、見直しや追加等はどのようにされているのか。	空家実態調査を実施してから6年以上が経過し、次期計画の策定もあるため再調査を行いたいと考えています。 なお、実態調査には経費が大きくかかり、その活用方法にも課題があるため、調査方法を含めて検討していきたいと考えています。

(4) 次期伊達市空家等対策計画策定の方針について（配布資料4）

委員意見の要旨	意見に対する考え方
適切な管理の促進や管理不全空家化の未然防止のためには、関係団体または町内会等の地域住民の協力で一定の効果があると聞いたことがある。 町内会等が空家問題を共同問題として、地域共同管理の観点から潜在的な連携による未然防止効果も考えられるため、町内会等を対象に情報提供していくことも重要であると思う。	空き家対策は、行政だけの取り組みだけではなく、民間や地域としての対応等も重要と考えます。 ご意見の視点を含めて次期計画の中での取り組みとして検討していきたいと考えております。
住宅施策は、空家対策を含めて多岐にわたり、部局間の連携などが重要である。 住宅分野だけでも空家対策計画、個別施設計画（公営住宅長寿命化）、防災対策、セーフティネット住宅等の所管が異なるものもあり、オーソライズの必要性を感じる。 施策間を総合的に関連づけて捉え部局間の連携を推進して効果を高めるためには、市町村住生活基本計画策定（住生活基本法に基づく）の意義も高まっているのではと考える。市としてどのようにお考えか。	少子高齢化の対応など、部局間連携の施策が増える中、伊達市においては行政経営に関する施策間協議等においてオーソライズする場を設けているところです。また、空き家対策関連については、空家等対策庁内検討委員会を設置し関係部署との間で情報共有や施策の検討を行っているところです。 なお、地域特性を踏まえた住宅政策全般のマスタープランとなる市町村住生活基本計画について、伊達市においては、今後、第3次総合計画を策定し住宅施策の考え方を示すこととしており現時点で策定する予定はありませんが、福島県計画等で示されている方針などに即した取り組みを進めたいと考えております。
次期計画について本協議会に諮るものでなければ、各方針に沿った民間活用のあり方等についても盛り込む必要があると考える。	次期計画の策定については、令和4年度から本格的な作業を行い、本協議会で協議していきますので、ご意見いただいた視点を含めて検討してまいります。
外国人労働者などの住まいとして空き家の有効活用と外国人の定住に繋げるため、次期計画の中に「外国人が容易にアクセスできる空き家バンクシステムの整備」を盛り込んでほしい。	外国人労働者の方などの住居需要やシステム改修に要する経費などを踏まえ、検討していきたいと考えております。

○その他

委員意見の要旨	意見に対する考え方
他の委員会等が対面開催していたが、本協議会がなぜ書面開催なのか。	本協議会の開催時期が「まん延防止等重点措置」の発出中であり、職員の分散業務や公共施設の市外利用の制限期間中などを踏まえて書面開催とさせていただきました。来年度は、コロナの感染状況もありますが、対面での開催を行っていきたいと考えております。
平成30年度の本協議会が1回のみの開催で中断したのか。	平成31年1月に開催して以降、これまで開催しておりませんでした。令和元年東日本台風や令和3年福島県沖地震の災害など、災害復旧や新型コロナウイルスの対応を優先に進めてきたところです。 伊達市空家等対策計画の策定や特定空家の認定を目的とする本協議会ですが、特定空家等の判断基準（ガイドライン）が策定に至っていないため、今後、ガイドラインの策定を含めて協議会を開催していきたいと考えております。
地域団体からの情報収集が難しくなる中、守秘義務によって支所や民生委員からの情報収集ができないと聞く。 人口減少や空家対策は大きな課題である。勉強させていただきながら取り組んでいきたい。	—
伊達市に人が来てもらえる環境づくりが重要である。それが空き家の利活用にも繋がる。	—